

京都市告示第 5 号

地方税法第411条第1項の規定により固定資産課税台帳に登録すべき固定資産（償却資産）の価格等のすべてを登録しましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年4月1日

京都市長 門 川 大 作

（行財政局税務部資産税課）